

令和8年度

ぐんまこどもの国児童会館

移動児童館

鑑賞事業(人形劇等) および 移動プラネタリウム の ごあんない

ぐんまこどもの国児童会館では、移動児童館事業の一環として、講師や児童会館職員を派遣して地域のこどもたちに優良な児童劇の鑑賞やあそびの提供、プラネタリウムの上映を行っています。これは、こどもたちの豊かな情操を育むとともに、地域における子育て支援事業や児童館活動等の一層の充実、発展に寄与することを目的としています。

●実施主体

公益財団法人 群馬県児童健全育成事業団
(ぐんまこどもの国児童会館)

●対象団体

- ① 県内の児童館及び児童センター、放課後児童クラブ、児童養護施設
- ② 県内の公民館、母親クラブ、放課後等デイサービス、こども育成会等の児童健全育成を目的とした団体

* 育児サークル、子育て支援センター、子育てサロン等を含みますが、学校、保育所、幼稚園、認定こども園は除きます。

●利用できる日

裏面「プログラムと日程のごあんない」をご覧ください。

●利用時間

午前10時30分から午後4時までです。

●定員

- ・鑑賞事業の観覧者は、30人程度です(会場の広さに応じる)。
- ・移動プラネタリウムは1回あたり約10～15人を入れ替え制です。

●費用

交通費として、下表のとおりご負担ください。

料 金	区 域
1,000 円	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、佐波郡、邑楽郡
2,000 円	高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡

* 上記に加え、会場使用料やチラシ、ポスター等PRに必要な費用はご負担いただきます。

●申込期限

令和8年3月20日(金) *郵送の場合は必着

●注意

- ・鑑賞事業や移動プラネタリウム等の他、移動児童館の利用は1団体につき年間1回となります。
- ・当日の天候および自然災害等により、やむを得ず中止もしくはプログラムを変更する場合があります。

●お問い合わせ

ぐんまこどもの国児童会館

TEL : 0276-25-0055 (9:00～17:00)

FAX : 0276-25-0059

HP : <https://kodomonokuni.or.jp>

MAIL : nicotto@kodomonokuni.or.jp

ホームページ



プログラムと日程のごあんない

7/11(土)

参加型劇 他

アクト☆やまと姫

・準備に1時間程度時間を要します。



60分
程度

9/26(土)

人形劇 他

人形劇団ぽっぷこ～ん

・準備に1時間程度時間を要します。



60分
程度

2/13(土)

ヒーローショー

TMCワイルド

・準備に3～4時間程度時間を要します。
・音響機材用のコンセント、長机、イスが必要です。
・出演者（10名程度）の控室が必要です。
・大きな音を伴います。



60分
程度

5/23(土) 10/17(土)

光る！どろだんごの色あそび

NPO法人 あそびの学校

・準備に1時間程度時間を要します。
・屋外での実施です。水道が近い場所が適します。
・雨天時は、中止もしくは雨を避けられる場所で実施します。



90～120分
程度

5/20(水) 21(木)

11/19(木) 20(金)

おもちゃの広場

ぐんまこどもの国児童会館

・人数に応じた活動スペースが必要です。



60～120分
程度

6/27(土) 12/20(日)

1/30(土)

移動プラネタリウム

ぐんまこどもの国児童会館

・準備、撤去に各1時間程度時間を要します。
・1回約30分の入れ替え制で、1回あたり約10～15人が観覧できます。
・実施場所は1階でお願いします（2階以上の場合は、エレベーターがある場所に限ります）。
・会場の高さが4m以上必要です。
・冷暖房設備が必要です。



30～90分
程度



申込から実施までの流れ

1 申込前の確認

・プログラム内容を参考に希望日を第1希望から第3希望まで決めてください。

2 申請書の提出

・HPの電子フォーム・郵送・FAXのいずれかで、申請書（別紙様式4）を提出してください。
・申込期限は、
令和8年3月20日(金)です。
*郵送の場合は必着

3 実施先の決定

・抽選を行い、実施先を決定します。
(応募多数の場合は、新規団体を優先します)。

4 結果の通知

・4月下旬までにすべての申込団体へ書面にて結果を通知します。

5 打ち合わせ

・実施日の1～2週間前に、当日の担当と電話にて簡単な打ち合わせを行います。

6 移動児童館の実施

・交通費は、当日現金または、後日振込（請求書）でお支払いいただきます。

7 報告書の提出

・実施後、1週間以内に報告書（別紙様式5）を電子メール・郵送・FAXのいずれかでご提出ください。